

出羽守をいふなり。一府二城といふ一府は
出羽の府に二城あり。注を波限といふ。司
左職の限をいふなり。一上代王法のま
なり。附ハ國司職三ヶ年又ハ五ヶ年なりし
とぞ。

一國司并按察使

三代実録十のし毫貞親十一年十二月廿三
日乙巳置出羽國掌二員云々。此事未考。追
る可譯。

職系抄をみるに西より國あり上國あり

中國あり下國あり。其由によりて官人位階
はる。出羽ハ上國之守ハ按察も按察官
あり。同ハ按察大目少目あり。守ハ二城の内ハ
居あり。ハ按察官ハ按察官ハ秋田の二城雄
勝ハの城ハ居あり。一と見。一又陸奥ハ
羽按察使といふあり。三代実録の内按察使
十人守七人。按察一人ハ二人。按察五人。按
察三人。按察大目三人。少目一人。各姓名下のと
と。天安二年十一月十一日大綱云。正二位
兼右近衛大將藤原公陸奥出羽按察使